

## 徳島県情報公開審査会答申第228号

### 第1 審査会の結論

徳島県警察本部長の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

令和2年11月26日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し「徳島県警に保管の〇〇（以下「本件〇〇」という。）に係る捜査状況がわかる書類」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

令和2年12月10日、実施機関は、本件請求に係る公文書は「本部長事件指揮簿を除き、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類に該当し、条例第35条の規定により、同条例を適用しない文書であるとして公文書公開請求拒否決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

令和3年1月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和3年6月17日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び審査庁における口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 令和2年11月26日に県警本部を訪れ、同日付で実施機関に対し「犯罪捜査規範（昭和32年7月11日国家公安委員会規則第2号）第10条の3の規定に基づき、現在、〇〇〇として捜査・調査している私の子に関する捜査・調査情報

について、文書で通知する」ことを求める「申請書」（以下単に「申請書」という。）を提出したが、応対に出た実施機関の職員からは「受け取れない」と言われた。

最終的には、私が「徳島県警察本部長にこの申請書を見せていない段階で、担当者レベルで門前払いされることには納得できない」と強く主張して申請書を面接した机の上に置いてきたが、それが実施機関に届いたのか確認できていない。

なぜ、犯罪捜査規範第10条の3の規定に基づき、捜査・調査情報について文書で通知してもらえないのか納得できない。

イ 犯罪捜査規範第10条の3では「捜査を行うに当たっては、被害者に対し、刑事手続の概要を説明するとともに、当該事件の捜査の経過その他被害者等の救済又は不安の解消に資すると認められる事項を通知しなければならないこととする。ただし、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他の権利を不当に侵害するおそれがある場合は、この限りでない。」と規定されており、一定の制約はあるものの「被害者に対し、刑事手続の概要を説明するとともに、当該事件の捜査の経過その他被害者等の救済又は不安の解消に資すると認められる事項を通知しなければならない」とされている。

このことからすると、本件処分は本当に正しいのか。本件処分が正しいのなら、犯罪捜査規範第10条の3の規定は何のために存在するのか。

ウ 犯罪捜査規範第10条の3に基づき、〇〇〇の捜査情報を親族に文書で通知している事例が他県ではある。当該県の情報公開条例にも、徳島県の条例と同様に刑事訴訟法第53条の2第1項の規定に基づく適用除外の規定がある。同様の適用除外の規定でありながら、どうして他県と対応が違うのか。

## (2) 反論書

審査請求書で述べたとおり、実施機関宛に申請書を提出しようとしたところ、応対した職員は「受け取れない」の一点張りで何度も持って帰るように言い張るので、最終的には机の上に置いて帰ってきた。審査庁には、私の申請書がどうなったのか、現在も実施機関に保管されているのか確認してもらいたい。

また、当初、申請書にもあるように犯罪捜査規範第10条の3に基づき、本件〇〇の捜査・調査情報を文書開示するよう求めたのですが、応対した職員から「公文書公開請求」に変更することを求められた。この変更が適切であったかを審査庁には検証してもらいたい。

実施機関は、弁明書の中で「しかしながら、当庁は、犯罪捜査規範ではなく、条例に基づいて公文書の公開を受け、本件処分を行ったものであり、審査請求も本件処分について申し立てられたものであるため、本件通知を審査請求の対象とすることはできない」と主張しているが、当初、犯罪捜査規範第10条の3に基づく申請であったことは明らかであり、それを、条例の公文書公開請求に変更するように私を誘導したのは県警の対応した担当者である。実施機関が事実関係を歪曲したこのような弁明をするのなら、徳島県公安委員会に直接反論を述べる機会を設けるよう

要望する。

### (3) 口頭意見陳述

本件〇〇の〇〇について捜査をしてほしい。〇〇だけではなく、事故、事件も含めて調べるよう言い続けているが、捜査してもらえているとは思えず、今回の審査請求に至った。一生懸命捜査をしてきていることを知りたい。

申請書を提出したときに、実施機関の担当職員から「申請書を出してもらったところで、これに対する回答はできない」と言われ、申請書を突き返された。

犯罪捜査規範第10条の3では「当該事件の捜査の経過その他被害者等の経過その他被害者等の救済又は不安の解消に資すると認められる事項を通知しなければならない」とあり、通知してもしなくてもいいというものではない。他の県の警察本部では文書で親族に通知している。法の下での平等の観点から言うと、なぜ徳島県と他県との対応が違うのか。なぜ他県では出せて徳島県ではだせないのか。法的根拠はどこにあるのか。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件請求に係る公文書

(1) 実施機関では、本件請求に係る公文書として、〇〇の捜査に係る本部長事件指揮簿のほかに、本件〇〇の捜査状況が記載された書類（以下「本件公文書」という。）を保有している。しかし、本件公文書は、捜査中の事件に関して作成し、又は取得したものであり、刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例第35条の規定により条例の適用がない公文書であることから、条例第7条第3号に基づき、本件請求を拒否した。

(2) 本部長事件指揮簿については、部分公開する決定を行い、本件処分と同日付で審査請求人に通知している。

### 2 審査請求人の申立てに対する意見

審査請求人は、申請書の中で審査請求の理由を列記しているが、その内容は犯罪捜査規範第10条の3の規定に基づく通知に関する不服を主としたものである。しかしながら、本件処分は、犯罪捜査規範ではなく条例に基づく公文書公開請求に対して行ったものであり、審査請求も本件処分について申し立てられたものであるため、犯罪捜査規範第10条の3の規定に基づく通知に関することは審査請求の対象にすることはできない。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和3年6月17日	諮問
令和4年5月23日	審議（第193回審査会）
同 年6月13日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第194回審査会）
同 年7月7日	審議（第195回審査会）

## 第6 審査会の判断

当審査会は，本件事案について審査した結果，次のとおり判断する。

### 1 本件請求について

本件請求は，本件〇〇に係る捜査状況に関する文書の公開を求めるものであるところ，実施機関は，刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類に該当するとして，公文書の公開請求を拒否する本件処分を行った。これに対し，審査請求人は，本件処分の取消しを求めていることから，以下，本件公文書に対する条例の規定の適用の可否について検討する。

### 2 本件公文書に対する条例の規定の適用の可否について

#### (1) 刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」について

刑事訴訟法53条の2第1項は，「訴訟に関する書類」については行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の規定は適用しない旨を規定している。また，条例第35条では「法律の規定により情報公開法の規定を適用しないこととされている公文書については，この条例の規定は，適用しない。」と規定している。

刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」とは，書類の性質・内容のいかんを問わず，被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい，同法第53条の訴訟記録に限られず，裁判所不提出記録及び不起訴記録もこれに該当するものと解され，裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず，検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれる。

また，同法第53条の2が訴訟に関する書類につき情報公開法の規定の適用を除外した理由は，これらの書類が典型的に秘密性が高く，その大部分が個人に関する情報であるとともに，開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから，これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続にゆだねることとしたものと解される。

#### (2) 訴訟に関する書類該当性について

実施機関の説明によると，本件公文書は，本件〇〇について〇〇〇に関する公文書とのことである。

これらの文書は、〇〇としてその所在、行動等を調査、捜索するために実施機関が作成し、又は取得した文書であると認められ、本件公文書は「訴訟に関する書類」に該当する旨の実施機関の説明は首肯できる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも犯罪捜査規範第10条の3に基づく情報提供等に関するものであり、条例に基づく本件処分に関するものとは認められないので当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件公文書につき、刑事訴訟法第53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、条例の適用される公文書に該当しないとして公文書の公開請求を拒否した本件処分について、本件公文書は同項の訴訟に関する書類に該当すると認められるので、実施機関の決定は妥当であると判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	

真鍋直敬委員は、徳島県情報公開審査会審議要領第14条第1項の規定により会長の許可を得て本件事案の調査審議を回避した。